

空港内の施設の維持管理指針の改正案

国土交通省 航空局
令和6年2月

	改正項目	改正概要	改正理由
①	第1章 総則 1. 3 用語の定義	・航空法施行規則第79条に規定される施設として、滑走路端安全区域、誘導路帯を追記 ・上水道施設、下水道施設の追加	・航空法施行規則に規定されている施設を整理 ・上下水道施設について、点検、修繕を行う対象施設として追加
②	第2章 維持管理・更新の基本的な考え方 2. 1 一般	・維持管理・更新にかかるトータルコストの縮減・予算の平準化について追加 ・デジタル・トランスフォーメーションの取組の推進を追加	・インフラ長寿命化計画（行動計画）の記載内容と整合を図るため追記
③	第4章 点検及び評価 4. 2 点検及び評価（巡回点検）	日常的に行う巡回点検の方法として、新技術を活用して点検をできることを追加	新技術を活用した点検について排除しない（例：ドライブレコーダーによる点検）
④	第4章 点検及び評価 4. 3 点検及び評価（緊急点検）	・緊急時の点検としてドローンの活用を追記 ・津波警報の追加	近接目視点検が困難な箇所について、ドローンを活用して点検できることを追記
⑤	第4章 点検及び評価 4. 4 点検及び評価（定期点検）	過年度の点検結果により勾配変化の動向把握し、かつ規定勾配に余裕がある場合は、定期点検測量を省略できることを追加	
⑥	第5章 維持及び修繕 5. 2 除雪	有色ADFの対策について追加	国際規格の改訂により有色ADF使用に対する対策を追記
⑦	第8章 維持管理・更新計画書作成ガイドライン	ガイドラインの位置付けを明記	維持管理・更新計画書を策定する参考としてガイドラインのとりまとめを行った
⑧	付録の追加、参考資料の整理	・参考資料の削除 ・新技術の活用事例の追加	・規制改革推進に関する答案により新技術活用事例を付録として追記 ・参考資料については、各種要領等で記載があるため削除